

特殊車両通行 ハンドブック 2016

自動車運転者
運行管理者

必携



大型車両や重量物を積載する車両を 通行させるみなさまへ

昨今、道路の老朽化が問題となっておりますが、みなさまが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。

しかしながら、トレーラやトラッククレーンのように車両の構造が特殊な場合、あるいは大型発電機や電車の車体のように積載する貨物が分割不可能な場合は、道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、通行することができます。

このしくみは道路法における特殊車両通行許可制度にもとづいており、一定の寸法や重量を超過する車両は、事前に特殊車両通行許可が必要となります。

大型車両や重量物を積載する車両を通行させるみなさまに、特殊車両通行許可制度を理解し、適正に道路を利用していただくために、特殊車両通行許可申請の要点や近年の制度改正内容についてわかりやすく解説したハンドブックを作成いたしました。

国民の財産である道路を守るためにも、本ハンドブックをご一読いただき、また、お手元においてご活用されることを期待しております。





大きな車、重量のある車を通行させているみなさまへ

道路法に基づく車両の制限とは	4
一般的制限値.....	4
指定道路.....	6
車両の制限に関する法令.....	9
特殊な車両とは	10
特殊な車両の例.....	10
新規格車.....	15
通行許可申請	16
オンライン申請.....	16
オフライン用プログラムを利用した申請.....	18
申請に必要な書類.....	20
普通申請と包括申請（複数軸種申請を含む）.....	21
通行期間を延長したいとき.....	21
申請内容を変更したいとき.....	21
往復または片道で申請したいとき.....	22
往路と復路で積載貨物の状態が異なるとき.....	22
申請書の提出.....	23
手数料	24
手数料とは.....	24
手数料の計算方法.....	24
通行の許可	26
申請の審査.....	26
申請から許可（不許可）までの標準処理期間.....	26
許可証の交付.....	26

許可証の携帯	27
許可期間	27
不許可とは	27
通行条件とは	28
通行時の遵守事項	31
許可証をなくした場合	32
違反車両への対応	33
罰則	33
告発	34
悪質な重量超過違反者の告発	34
特車ゴールド制度	35
橋・トンネルなどの制限	37
その他の通行制限	38
通行認定	40
申請・問い合わせ窓口	41
問い合わせ窓口（申請書類作成等）	46
特殊車両通行関係用語	47
資料	
通行許可件数・台数の推移	49
高速自動車国道及び重さ指定道路のネットワーク状況	50
高さ指定道路のネットワーク状況	50
道路交通情報の確認	51

道路法に基づく車両の制限とは

□ 一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

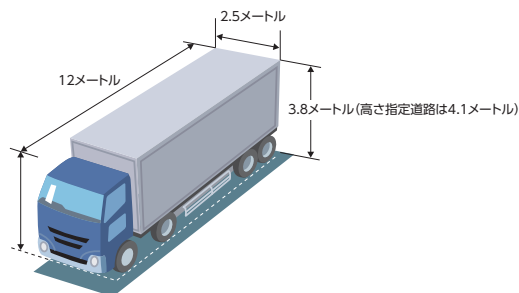
(道路法第 47 条 1 項、車両制限令第 3 条)

		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t (高速自動車国道または重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t

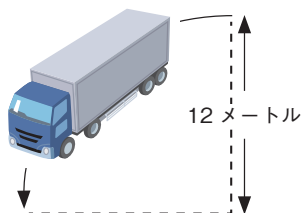
ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。(車両制限令第 2 条)

○一般的制限値

車両の幅、長さ、高さ



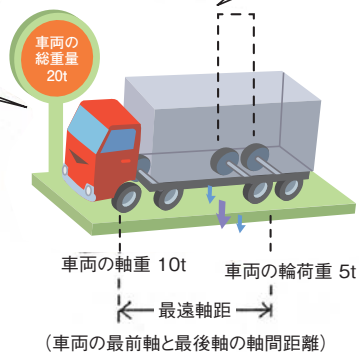
車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 18.0t : 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t : 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t : 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道または
重さ指定道路は25.0t



□指定道路

○大型車誘導区間

道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路のことです。

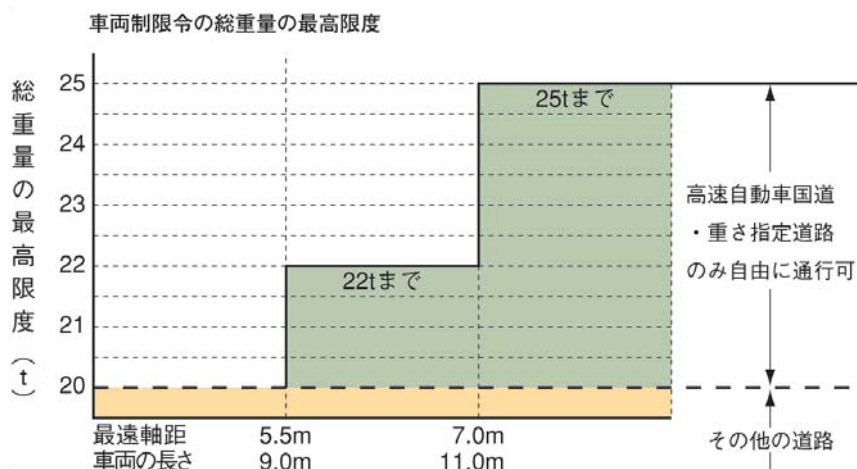
大型車誘導区間のみを通行する場合、補助国道や県道などについても国が一元的に審査を行うため、許可までの期間が3日程度に短縮されます。

高速道路や直轄国道は、都心部の区間やバイパス整備後の直轄国道の区間などを除いて、原則全線大型車誘導区間として指定されており、主要港湾・空港・鉄道貨物駅を結ぶ地方管理道路なども大型車誘導区間として指定されています。



○重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が道路構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸距に応じて最大25 tとする道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



総重量 20 t (最遠軸距が 5.5 m 未満)

22 t (最遠軸距が 5.5 m 以上 7 m 未満で、貨物が積載されていない状態で長さが 9 m 以上の場合。9 m 未満は 20 t)

25 t (最遠軸距が 7 m 以上で、貨物が積載されていない状態で長さが 11 m 以上の場合。9 m 未満 20 t、9 m ~ 11 m は 22 t)

○高さ指定道路

道路管理者が道路構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を 4.1 m とする道路のことです。

○指定道路であることを示す標識





指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報などによる公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
一般道路に設置するもの		
高速道路などに設置するもの		

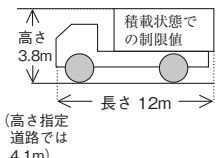
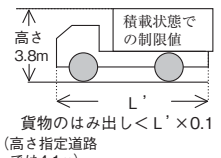
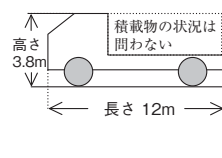
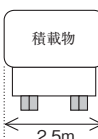
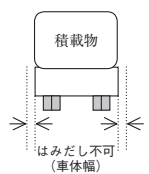

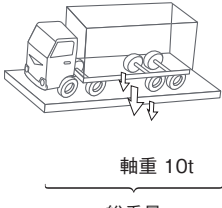
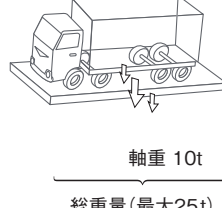
※ 1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

※ 2 分岐の表示：分岐点などにおいて指定道路の方向を示す標識

□車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量などについて規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると以下のようになります。

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定	 <p>高さ 3.8m 長さ 12m 積載状態での制限値 (高さ指定道路では 4.1m)</p>	 <p>高さ 3.8m 長さ L' 積載状態での制限値 貨物のみ出しく $L' \times 0.1$ (高さ指定道路では 4.1m)</p>	 <p>高さ 3.8m 長さ 12m 積載物の状況は問わない</p>
幅の規定	 <p>積載物 2.5m</p>	 <p>積載物 2.5m はみだし不可 (車体幅)</p>	 <p>荷物の状況は問わない 2.5m</p>
重量	 <p>軸重 10t 総重量 高速自動車国道および 重さ指定道路 (最大25t) その他の道路 (20t)</p>	<p>規定なし</p>	 <p>軸重 10t 総重量 (最大25t)</p>



特殊な車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネルなどで総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法 47 条の 2)

「車両の構造が特殊」

車両の構造が特殊なため、一般的制限値のいずれかが超える車両で、トラッククレーンなど自走式建設機械、トレーラ連結車の特例 5 車種（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用）のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加 3 車種をいいます。

特例 5 車種と追加 3 車種を合わせて、特例 8 車種といます。

「貨物が特殊」

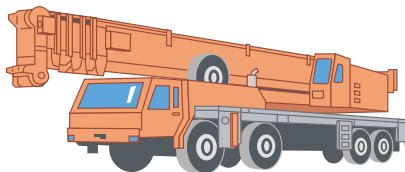
分割不可能なため、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

□特殊な車両の例

車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸距などは運搬する重量によって異なります。

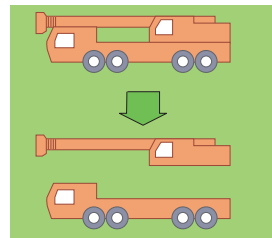
■単車

○トラッククレーン



※一次分解が必要になる場合があります。

車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

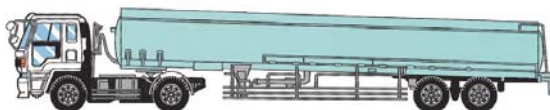


■特例5車種

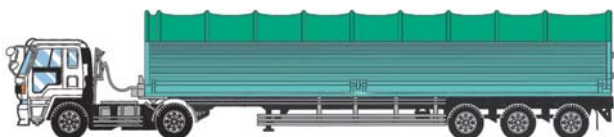
①バン型セミトレーラ



②タンク型セミトレーラ



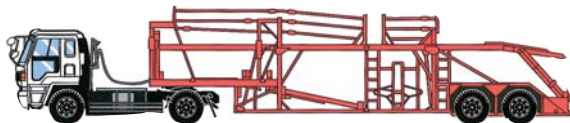
③幌枠型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



◎フルトレーラ



※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが①～⑤に該当すればよい。

■特例 5 車種の制限値

○総重量の特例（車両の通行の許可の手続などを定める省令第1条の2）

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m 以上 9m 未満	25 t	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡高速道路は含まれません。
	9m 以上 10m 未満	26 t	
	10m 以上 11m 未満	27 t	
	11m 以上 12m 未満	29 t	
	12m 以上 13m 未満	30 t	
	13m 以上 14m 未満	32 t	
	14m 以上 15m 未満	33 t	
	15m 以上 15.5m 未満 15.5m 以上	35 t 36 t	
重さ指定道路	8m 以上 9m 未満	25 t	
	9m 以上 10m 未満	26 t	
	10m 以上	27 t	
その他の道路	8m 以上 9m 未満	24 t	
	9m 以上 10m 未満	25.5 t	
	10m 以上	27 t	

○長さの特例（車両制限令第3条第3項）

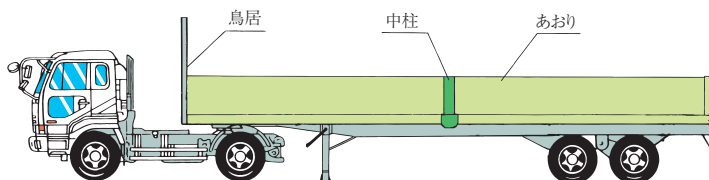
道路種別	連結車	長さの制限値	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5 m	
	フルトレーラ連結車	18.0 m	

(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

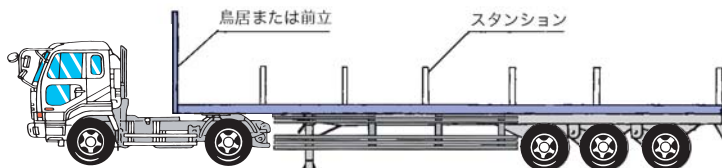
■追加3車種

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

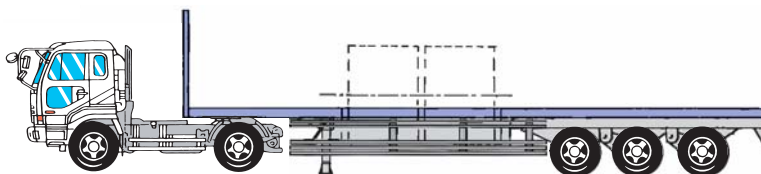
①あおり型セミトレーラ



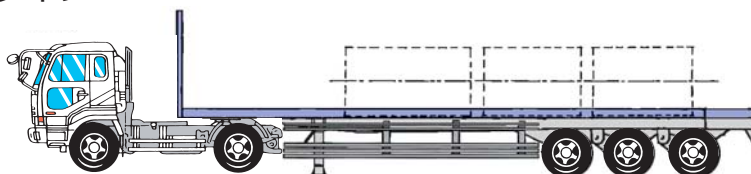
②スタンション型セミトレーラ



③船底型セミトレーラ タイプⅠ



タイプⅡ



■特例 8 車種の制限値

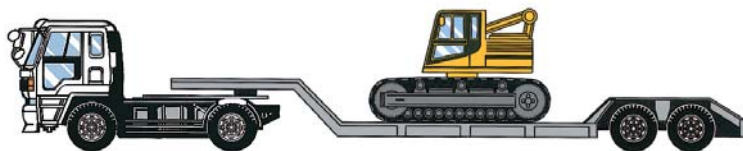
		特例 8 車種の制限値
寸法	幅	2.5m
	高さ	3.8m 高さ指定道路：4.1m
	長さ	セミトレーラ：17.0m 後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m 以上 3.8m 未満：17.5m 後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.8m 以上 4.2m 未満：18.0m セミトレーラをけん引するための自動車の連結装置の中心が当該車両の後軸の車輪（複数軸を備えるものは後後軸の車輪）よりも後ろに備えるもの：21.0m フルトレーラ：21.0m
重量	総重量	44.0 t
	軸重	10.0 t セミトレーラにおける 2 軸の認証トラクタの駆動軸：11.5 t

■その他

○海上コンテナ用セミトレーラ



○重量物運搬用セミトレーラ



○ポールトレーラ



□新規格車

新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。

新規格車は、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ、特殊車両通行許可が必要となります。

総重量の制限値

車種	最遠軸距 (d)	長さ	新規格車の制限値
特例 5 車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	—	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	—	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単車 特例 5 車種を 除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		$11.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ} < 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
$7.0\text{m} \leq d$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$	

総重量以外の制限値（一般的制限値）

		新規格車の制限値
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m
	最小回転半径	12.0m
重量	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満
		19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下
		20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上
輪荷重	5.0t	

○新規格車の特徴

積載する貨物は分割できるものでもかまいません。
右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。（道路運送車両の保安基準）





特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。（道路法第47条の2第1項）

□オンライン申請（インターネットを利用できるパソコンが必要です）

《オンラインでの申請・許可のしくみ》

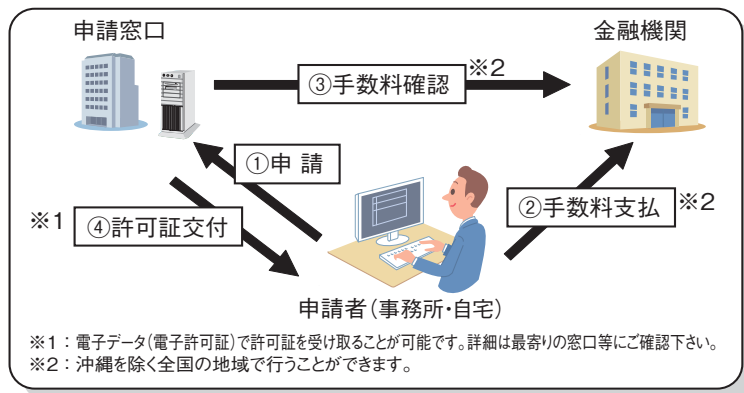
申請経路に、国が管理する道路もしくは大型誘導区間が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅などで申請書の作成やオンラインでの申請ができます。

オンライン申請には、18ページに記載するオフライン用プログラムのメリットに加えて、以下のメリットがありますので、オンライン申請をお勧めします。

- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査^{*}がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。
- ③ 過去の申請データが利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

（ただし、車両などによっては対象とならないものもあります。詳細は、41～44ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせ下さい。）

^{*}個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合および道路情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。



《オンライン申請を行うには》

インターネットに接続されたパソコンに、申請支援システムおよび受付システムをインストールする必要があります。

なお、オンライン申請の詳細については、関東地方整備局の Web サイトをご覧ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

□オフライン用プログラムを利用した申請

《オフラインでの申請のしくみ》

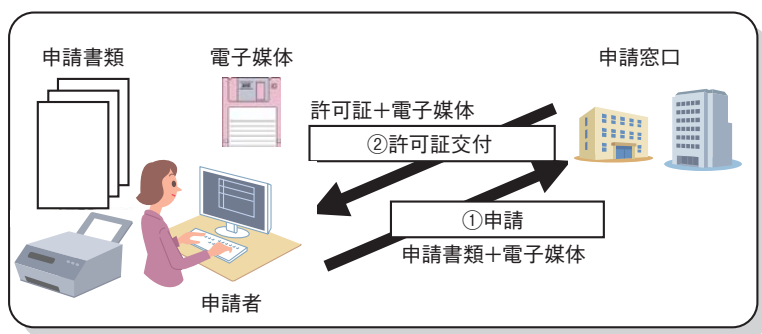
オフライン用プログラムを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や電子媒体への記録ができます。

申請は、出力された申請書類と申請情報を記録した電子媒体を申請窓口に提出します。

オフライン用プログラムは、以下に記載するメリットがあります。

- ①申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類が作成可能です。
- ②インターネットを利用した簡易算定が可能です。
- ③トラクタ／トレーラの軸重配分計算が不要です。
- ④選択した経路が連続しているかどうかのチェックが可能です。
- ⑤申請データを格納した電子媒体を提出することで、「車両の諸元に関する説明書」および「経路表」の提出が不要です。

※ FD 以外での電子媒体（CD-R、DVD-R など）でも申請できる場合がありますので、41～44 ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせください。



《オフライン用プログラムを利用するには》

オフライン用プログラムは、以下の3つの方法で入手できます。

- ① 41～44ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口で受け取る。
- ② 関東地方整備局のWebサイトからダウンロードする。
【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】
URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
- ③ 郵送で受け取る。

郵送を希望する場合は、上記関東地方整備局のWebサイトから「様式」をダウンロードして必要事項を記入の上、返送先を明記し、CD1枚の場合は205円、3枚までは250円分の切手を貼った返送用封筒を同封して、下記宛先に送付してください。

宛先：

関東地方整備局道路部交通対策課内 特殊車両運用事務局
〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

□申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。また、この他に窓口の道路管理者が必要とする書類を提出して頂くことがあります。

書類名		作成部数（※1）
特殊車両通行許可申請書		1部
添付書類	車両の諸元に関する説明書	1部
	通行経路表	1部
	経路図	1部
	自動車検査証の写し（※2）	1部
	車両内訳書（※3）	1部

※1：オンライン申請の場合は、電子的に申請（送信）するので車両携行書類以外は出力する必要はありませんが、作成内容確認などのため、すべての申請書類を出力することをお薦めします。

※2：オンライン申請では、自動車検査証の写しの添付が不要です。（ただし、車両などによっては対象とならないものもあります。詳細は、41～44ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせください。）

※3：包括申請の場合に必要となります。

□普通申請と包括申請（複数軸種申請含む）

普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。

包括申請（複数軸種申請^{*}含む）とは、申請車両台数が2台以上の申請をいいます。ただし、車種、通行経路、積載貨物および通行期間が同じものでなければなりません。

^{*}申請する車両が寸法（幅、長さ、高さ）のみ一般的制限値を超える場合で、軸種を問わず包括的に行う申請をいいます。

なお、重量が一般的制限値を超える場合は、複数軸種申請はできません。

□通行期間を延長したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「更新申請」といいます。

□申請内容を変更したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、変更のない添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「変更申請」といいます。

例えば、災害などで許可された経路が通行できず、代わりの経路を通行しようとする場合には、通行経路の変更を申請する必要があります。

往復または片道で申請したいとき

特殊車両通行許可申請書の通行区分欄に「往復（または片道）」を記入します。

往路と復路で積載貨物の状態が異なるとき

○ 往路、復路とも一つの申請とする場合

往路、復路とも実車（積載貨物有）として審査され、通行条件が付されて許可されます。

○ 片道ごとに二つの申請とする場合

往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）としてそれぞれ審査され、通行条件が付されます。この場合、両方の許可証を車両に携帯しなければなりません。

○ 実車・空車同一申請

実車時・空車時ともに寸法が変わらない場合、往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）として一つの申請とすることができます。

申請は一つですが、往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）としてそれぞれ審査され、通行条件を付されますので、往路と復路両方の条件書を車両に携帯しなければなりません。

□申請書の提出

《申請先》

- ①出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口申請します。
- ②国が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が複数の道路管理者にまたがるときには、いずれかの管理者の窓口申請します。(ただし、政令市以外の市町村には申請できません)

《申請書の提出方法》

オンライン申請の場合、インターネットを利用して、申請データを送信します。

オンライン申請以外の場合は、原則として、申請者本人またはその代理人が、申請する窓口直接出向いて提出しなければなりません。

【申請・問い合わせ窓口は、41～46ページをご覧ください】

《新規格車の申請先》

新規格車が高速自動車国道および重さ指定道路以外を通行する場合は、重さ指定されていない路線の道路管理者に申請する必要があります。

□手数料とは

申請経路が複数の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要になります。

この手数料は、関係する道路管理者への協議などの経費で、実費を勘案して決められています。

その額は、国の機関の窓口では200円（1経路）、都道府県および政令市の窓口では、条例によって多少異なる場合があります。

（道路法第47条の2第3項、第4項）

□手数料の計算方法

申請車両台数 × (申請経路数) × 200円

と求めます。

申請車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数とします。

《6ルートを申請する場合》

6ルートを往復申請すると、申請経路数は12経路として扱われます。手数料は次のように計算します。

・申請車両台数が4台のとき

4台 × (12経路) × 200円 = 9,600円

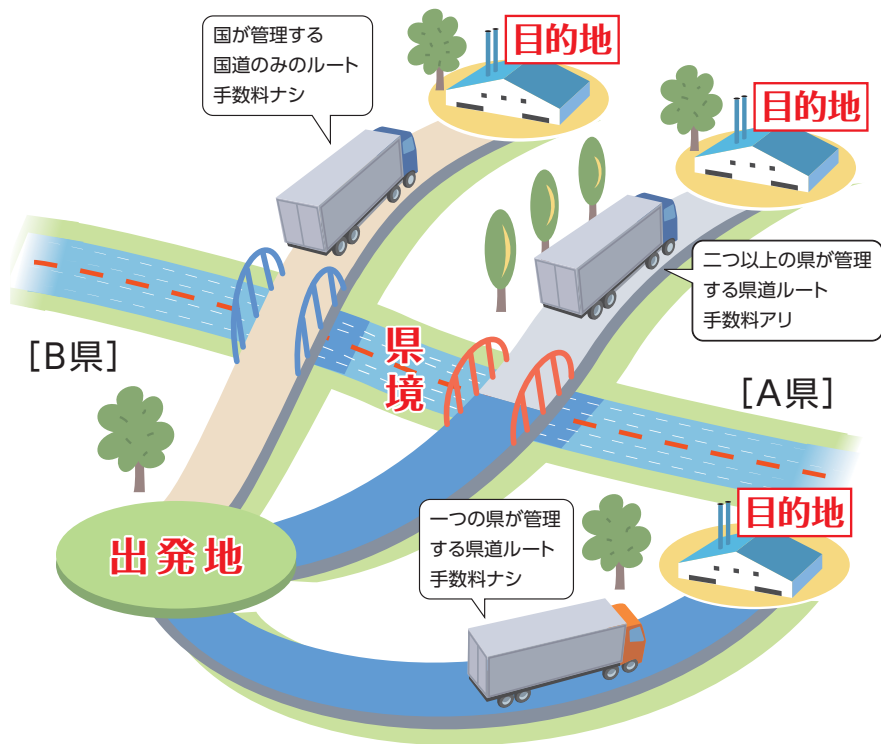
なお、片道申請の場合は、申請経路は6経路として扱われます。

《大型車誘導区間の通行許可申請の場合》

大型車誘導区間のみを通行する場合は、手数料は160円（1経路）となります。

《新規格車の通行許可申請の場合》

新規格車の通行許可申請の場合は、高速自動車国道および重さ指定道路を除いた区間の道路管理者が2つ以上にまたがる時、手数料が必要となります。



●上記の道路の色はそれぞれの管理者を示します。

- | | |
|---|---|
|  国が管理する国道 |  B県が管理する県道 |
|  A県が管理する県道 | |

●手数料

〔ナシ〕一つの道路管理者(一色のみ)が管理する道路を通行する場合。

〔アリ〕複数の道路管理者(二色以上)が管理する道路を通行する場合。



□申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして、道路情報便覧を使用して、特殊な車両の通行の可否について審査します。

□申請から許可（不許可）までの標準処理期間

許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が

- ①申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している場合
- ②申請車両が超寸法車両および超重量車両（48 ページ参照）でない場合
- ③申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合

には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。

- 新規申請および変更申請の場合 3 週間以内
- 更新申請の場合 2 週間以内

□許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。（道路法第 47 条の 2 第 5 項）

許可証の交付については、道路管理者から通知されます。

オンライン申請の場合は、インターネットを利用して、許可証データ（電子許可証）を受信できます。

オンライン申請以外の場合には、申請した窓口へ出向いて受け取る必要があります。

□許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。(道路法第47条の2第6項)

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 経路表
- ④ 経路図
- ⑤ 車両内訳書（包括申請時）

□許可期間

通行許可の期間は次のとおりです。

事業区分など	通行期間
①旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めている車両	2年
②自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両 ③第二種利用運送事業用車両 ④自動車運送事業用車両および第二種利用運送事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両	2年以内 (一定の寸法または重量を超える車両は1年以内)
⑤その他の車両 必要日数	必要日数(ただし1年以内)

□不許可とは

道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。

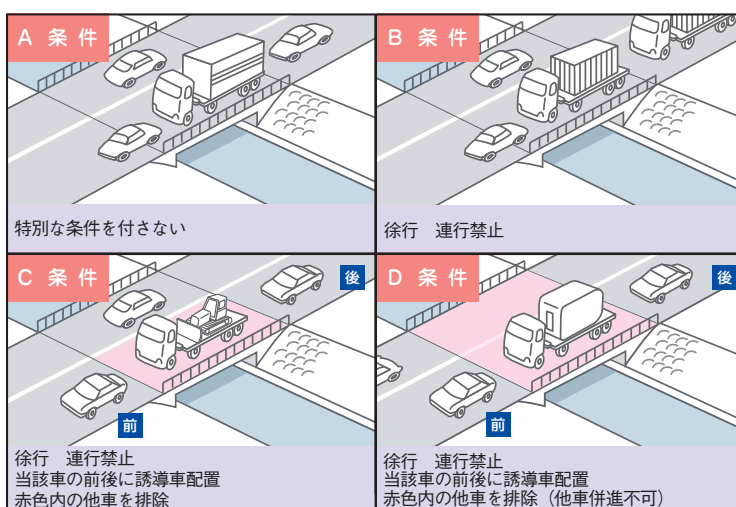
□通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を通行条件といいます。

通行条件には次のようなものがあります。

区分 記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行などの特別の条件を付さない。	徐行などの特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

(注) 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路などの同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。



●誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

●誘導車の配置条件が付される場合

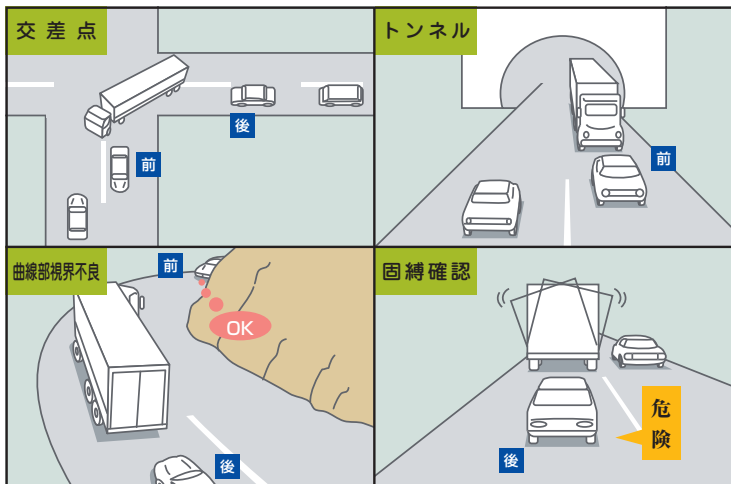
重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁などで車両を通行させる場合には、橋梁の同一経間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネルなどを通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できないなどの車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。

●誘導車の形式

一般的には普通乗用車などを用います。また、他の交通に対し、特殊車両を誘導していることがわかるよう「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。

●誘導車の役割の例

前	<ul style="list-style-type: none"> ①交差点折進時など他の車線を侵すこととなる場合には、他の車両などの安全確保のための措置を講じます。 ②特殊車両の前方の安全確認および走行速度を遵守するようにします。
後	<ul style="list-style-type: none"> ①橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 ②交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 ③後続車両が特殊車両を追越、または停止する際の誘導を行います。 ④積載貨物の固縛状態を確認します。



通行時の順守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。

①許可証の携帯

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけること。

②通行時間

通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。

③通行期間

許可された期間内だけ通行すること。

④通行経路

許可された経路を通行すること。

⑤通行条件

橋、トンネルなどでの徐行、誘導車の配置などが義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

⑥道路状況

出発前に、通行経路の道路状況について、(公財)日本道路交通情報センターなどに確認すること。

(51～52ページ参照)

⑦事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。



許可証をなくした場合

許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けてください。

許可証を汚した場合

許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができます。この場合、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。



□罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- ①車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 101 条第 4 項）
- ②道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 101 条第 5 項）
- ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 102 条第 1 項）
- ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 102 条第 2 項）
- ⑤車両の幅など、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は
 - 50 万円以下の罰金（道路法第 103 条）

- ⑥法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第105条）

告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取り消しや告発の対象となります。

取り消しや告発は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。

- ①許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡重傷などの事故または道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。
- ②許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。
- ③許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。

悪質な重量超過違反者の告発

取締り現場で基準（車両総重量の一般的制限値）の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合は、告発の対象となります。

なお、通行許可を受けた車両は、「基準×2 +（許可総重量－基準）」が告発の対象となります。

特車ゴールド制度

平成 28 年 1 月 25 日（月）から、特車ゴールド制度が開始されました。

特車ゴールド制度を利用すると、申請経路に大型車誘導区間が含まれる場合、大型車誘導区間における経路選択が可能となるため、渋滞や事故、災害などによる通行障害発生時に迂回ができ、輸送を効率化できます。

また、寸法・重量や経路の違反などが確認され、通知が行われた場合を除き、許可更新時の手続きが従来に比べ簡素化され、ワンクリックで更新申請ができます。

【現行】

申請・許可された経路のみ通行可能
(一本一本の経路毎の大量な申請が必要)



【特車ゴールド】

大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能
(複数経路を 1 つの申請に簡素化)



特車ゴールド制度を利用するためには、業務支援用 ETC2.0 車載器を装着し、オンライン申請で車両の利用登録手続きを行う必要があります。

利用登録後、オンライン申請で従来通り通行許可申請を行うと、申請経路に大型車誘導区間が含まれる場合、特車ゴールド制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

なお、特車ゴールド制度の詳細については、関東地方整備局の Web サイトをご覧ください。

【ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】

URL : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

橋・トンネル等の制限

一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネルなど車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第 47 条第 3 項、第 47 条の 2 第 1 項)

○車両の重量が制限されている場合



○車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。

道路が水をかぶったような場合

道路が危険な状態になっているときには、道路の損傷を防ぐため、車両の総重量、軸重、輪荷重の制限値が定められます。これを超える車両は通行できません。

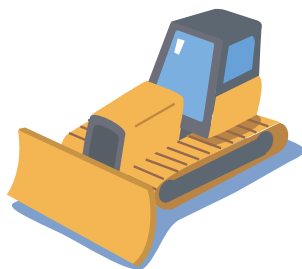
(車両制限令第7条、第12条)



カタピラを有する車両の通行の制限

ブルドーザーや除雪車のようにカタピラを有する車両は、次の場合を除いて舗装道路を通行することは認められていません。(車両制限令第8条)

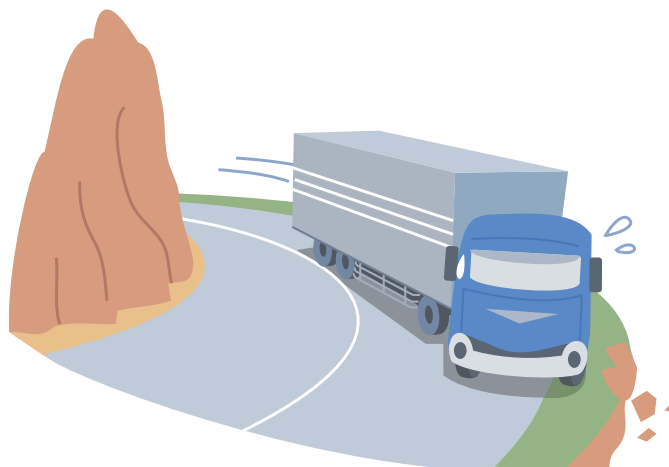
- カタピラの構造が路面を損傷する恐れがない場合。
- 道路の除雪に使用される場合。
- 路面に鉄板や板を敷いて損傷しないようにした場合。



路肩（ろかた）の通行の制限

道路の両側に路肩と呼ばれる帯状の部分があります。道路の主要な部分を守るために、または故障車が退避するところ、あるいは余裕幅として設けられています。

そのため、この部分は車道より弱い構造になっていますから、通行することはできません。（車両制限令第9条）



一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅などは制限されます。この制限を超える車両をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

(道路法第 47 条第 4 項、車両制限令第 5～7 条、同令第 12 条)

例えば、一般的制限値（車両幅 2.5 m）内の大型車であっても、車両幅員が車道幅員の 2 分の 1 を超える道路については通行できません。

車両制限令第 12 条の認定の申請を行うときは、車両の通行の許可の手續などを定める省令の別記様式第一による申請書を認定が必要な箇所を管理する道路管理者に提出します。

その際、申請書内の「^{許可}
認定」の認定を○で囲み、() 内に「(新規、更新、変更)」のいずれかを記入します。

その他、必要な書類については、該当する道路管理者に確認して下さい。

様式第一 (用紙 A 4)

受付番号

許可
特殊車両通行 申請書 (新規)
認定

道路管理者
東京都〇〇区長 殿 平成28年4月1日

通行開始日 平成28年4月2日 〒102-0072
通行終了日 平成29年4月1日 住所 東京都千代田区飯田橋〇〇

会社名・氏名 〇〇建設株式会社 印



関東地方整備局の Web サイトから、国の機関、高速道路会社、都道府県、政令市の申請・問い合わせ窓口を確認することができます。

※政令市を除く市町村は掲載していません。

【申請事務取扱窓口】

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

□国の機関

北海道開発局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌開発建設部 特定公物管理対策官	〒 060-8506	札幌市中央区北 2 条西 19 丁目	011-611-4160

東北地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
青森河川国道事務所 道路管理第一課	〒 030-0822	青森市中央三丁目 20-38	017-734-4573
岩手河川国道事務所 道路管理第一課	〒 020-0066	盛岡市上田四丁目 2-2	019-624-3289
三陸国道事務所 管理課	〒 027-0029	宮古市藤の川 4-1	0193-71-1717
仙台河川国道事務所 道路管理第一課	〒 982-8566	仙台市太白区あすと長町 4 丁目 1 番 60 号	022-304-1814
秋田河川国道事務所 道路管理第一課	〒 010-0951	秋田市山王一丁目 10-29	018-864-2291
湯沢河川国道事務所 道路管理課	〒 012-0862	湯沢市関口字上寺沢 64-2	0183-73-5350
能代河川国道事務所 道路管理課	〒 016-0121	能代市臈淵字一本柳 97-1	0185-70-1275
山形河川国道事務所 道路管理第一課	〒 990-9580	山形市成沢西 4-3-55	023-689-0531
酒田河川国道事務所 道路管理課	〒 998-0011	酒田市上安町一丁目 2-1	0234-27-3498
福島河川国道事務所 道路管理課	〒 960-8584	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
郡山国道事務所 管理課	〒 963-0111	郡山市安積町荒井字丈部内 28-1	024-946-0333
磐城国道事務所 管理課	〒 970-8026	いわき市平字五色町 8-1	0246-23-2211

関東地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
* 道路部	〒 330-9724	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 18F	048-600-1346
東京国道事務所	〒 102-8340	千代田区九段南 1-2-1 九段第三合 同庁舎 16F	03-3512-9066
横浜国道事務所	〒 221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2	045-316-3571
宇都宮国道事務所	〒 321-0931	宇都宮市平松町 504	028-341-7124
常陸河川国道事務所	〒 310-0851	水戸市千波町 1962-2	029-240-4100
相武国道事務所	〒 192-0045	八王子市大和田町 4-3-13	042-644-3563
大宮国道事務所	〒 331-9649	さいたま市北区吉野町 1-435	048-664-8409
千葉国道事務所	〒 263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-285-0340
高崎河川国道事務所	〒 370-0841	高崎市栄町 6-41	027-345-6042
長野国道事務所	〒 380-0902	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7007
甲府河川国道事務所	〒 400-8578	甲府市緑ヶ丘 1-10-1	055-252-9590

* 車両諸元において総重量 45t・高さ 4.5m・長さ 25.0m・幅 4.0m のいずれかを超過する場合のみ取り扱っております。

北陸地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
新潟国道事務所	〒 950-0912	新潟市中央区南笹口 2 丁目 1-65	025-246-7766
長岡国道事務所	〒 940-8512	長岡市中沢 4 丁目 430-1	0258-36-4552
高田河川国道事務所	〒 943-0847	上越市南新町 3 番 56 号	025-521-4557
富山河川国道事務所	〒 930-8537	富山市奥田新町 2-1	076-443-4722
金沢河川国道事務所	〒 920-8648	金沢市西念 4 丁目 23 番 5 号	076-264-9917

中部地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
静岡国道事務所	〒 420-0054	静岡市葵区南安倍 2-8-1	054-250-8917
浜松河川国道事務所	〒 430-0811	浜松市中区名塚町 266	053-466-0146
名古屋国道事務所	〒 467-0833	名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30	052-761-1282
三重河川国道事務所	〒 514-8502	津市広明町 297	059-229-2221
北勢国道事務所	〒 510-8013	四日市市南富田町 4-6	059-335-5588
紀勢国道事務所	〒 515-0005	松阪市鎌田町 144-6	0598-52-5366
多治見砂防国道事務所	〒 507-0023	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8027
飯田国道事務所	〒 395-0024	飯田市東栄町 3350	0265-53-7205
岐阜国道事務所	〒 500-8262	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9828
高山国道事務所	〒 506-0055	高山市上岡本町 7-425	0577-36-3823

近畿地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
滋賀国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒 520-0803	大津市竜が丘 4-5	077-523-1743
京都国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒 600-8234	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町 808	075-351-3300
大阪国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒 536-0004	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1428
兵庫国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒 650-0042	神戸市中央区波止場町 3-11	078-331-4484
福井河川国道事務所 道路管理課道路管理係	〒 918-8015	福井市花堂南 2-14-7	0776-35-2883
福知山河川国道事務所 道路管理課指導係	〒 620-0875	福知山市字堀小字今岡 2459-14	0773-22-5104
豊岡河川国道事務所 道路管理課	〒 668-0025	豊岡市幸町 10-3	0796-26-2431
奈良国道事務所 管理第一課占用係	〒 630-8115	奈良市大宮町 3-5-11	0742-33-1391
和歌山河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 640-8227	和歌山市西汀丁 16	073-402-0276
紀南河川国道事務所 道路管理課道路管理係	〒 646-0003	田辺市中万呂 142	0739-22-4815
姫路河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒 670-0947	姫路市北条 1-250	079-282-8506

中国地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課	〒 680-0803	鳥取市田園町 4 丁目 400 番地	0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒 682-0018	倉吉市福庭町 1 丁目 18 番地	0858-26-6239
松江国道事務所 管理第一課	〒 690-0017	松江市西津田 2 丁目 6 番 28 号	0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課特殊車両係	〒 697-0034	浜田市相生町 3973	0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒 700-8539	岡山市北区富町 2-19-12	086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒 720-0031	福山市三吉町 4 丁目 4-13	084-923-2620
三次河川国道事務所 工務課	〒 728-0011	三次市十日市西 6 丁目 2 番 1 号	0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課	〒 734-0022	広島市南区東雲 2 丁目 13 番 28 号	082-281-4134
山口河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒 747-8585	防府市国衙 1 丁目 10 番 20 号	0835-22-1785

四国地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
徳島河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 770-8554	徳島市上吉野町 3 丁目 35	088-654-9621
香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087-821-1629
松山河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒 790-8574	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
大洲河川国道事務所 道路管理課道路管理係	〒 795-8512	大洲市中村 210	0893-24-6526
中村河川国道事務所 道路管理課道路管理係	〒 787-0015	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301
土佐国道事務所 管理第一課管理係	〒 780-0055	高知市江陽町 2-2	088-885-4827

九州地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
福岡国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 813-0043	福岡市東区名島 3 丁目 24 番 10 号	092-681-4731
佐賀国道事務所	管理第一課管理係	〒 849-0924	佐賀市新中町 5 番 10 号	0952-32-1151
長崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 851-0121	長崎市宿町 316 番 1	095-839-9211
熊本河川国道事務所	道路管理第一課道路管理第一係	〒 861-8029	熊本市西原 1 丁目 12-1	096-382-1111
大分河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 870-0820	大分市西大道 1-1-71	097-544-4167
宮崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 880-8523	宮崎市大工 2 丁目 39 番	0985-24-8221
鹿児島国道事務所	管理第一課管理係	〒 892-0812	鹿児島市浜町 2 番 5 号	099-216-3111
北九州国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10	093-951-4331
佐伯河川国道事務所	道路管理課管理係	〒 876-0813	佐伯市長島町 4 丁目 14 番 14 号	0972-22-1880
大隅河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 893-1207	鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1	0994-65-2997
延岡河川国道事務所	道路管理課管理係	〒 882-0803	延岡市大貫町 1 丁目 2889	0982-31-1155

沖縄総合事務局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
北部国道事務所	管理第一課管理係	〒 905-0019	名護市大北 4-28-34	0980-52-4350
南部国道事務所	管理第一課占用係	〒 900-0001	那覇市港町 2-8-14	098-861-2336

特殊車両通行許可申請の審査を効率的かつ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、平成 27 年度から国道事務所における審査体制の集約化を実施しております。

集約化に関する最新の情報は、最寄りの申請・問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい。

□高速道路会社

東日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道支社 管理事業部交通管理課	〒 004-8512	札幌市厚別区大谷地西5の12の30	011-896-5344
東北支社 管理事業部交通管理課	〒 989-3121	仙台市青葉区郷六字庄子39の1	022-226-1545
関東支社 管理事業部交通管理課	〒 339-0056	さいたま市岩槻区加倉260	048-757-5169
新潟支社 道路事業部交通課	〒 950-0145	新潟市江南区亀田早通3233	025-286-7301

中日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京支社 道路管制センター交通管制チーム	〒 216-0024	川崎市宮前区南平台1の1	044-877-6913
八王子支社 道路管制センター交通管制チーム	〒 192-8648	八王子市宇津木町231	042-691-1171
名古屋支社 道路管制センター交通管制チーム	〒 491-8526	一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204	0586-76-1125
金沢支社 道路管制センター交通管制チーム	〒 920-0365	金沢市神野町東170	076-249-8632

西日本高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
関西支社 保全サービス事業部交通管制課	〒 565-0805	吹田市清水15-1	06-6876-5682
中国支社 保全サービス事業部交通管制課	〒 731-0103	広島市安佐南区緑井2の26の1	082-831-4111
四国支社 保全サービス事業部交通計画課	〒 760-0065	高松市朝日町4の1の3	087-823-2111
九州支社 保全サービス事業部交通管制課	〒 818-0131	太宰府市水城2の25の1	092-924-4532

首都高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京東局 交通管理課	〒 103-0015	中央区日本橋箱崎町43-5	03-5640-4837

阪神高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
大阪管理局 総務・管理部交通管理課	〒 552-0006	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881

本州四国連絡高速道路株式会社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
神戸管理センター 管理営業課	〒 655-0852	神戸市垂水区名谷町549	078-709-0084
岡山管理センター 管理営業課	〒 701-0304	都窪郡早島町早島2985	086-483-1100
しまなみ尾道管理センター 管理営業課	〒 722-0073	尾道市向島町6904	0848-44-3700

名古屋高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
交通管理部交通管理課	〒 462-0844	名古屋市北区清水4丁目17番30号	052-919-3026

広島高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
総務部交通管理課	〒 732-0033	広島市東区温品1-8-23	082-508-6820

福岡北九州高速道路公社

受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
保全交通部交通課	〒 812-0055	福岡市東区東浜2丁目7番53号	092-631-0123
北九州事務所交通課	〒 802-0072	北九州市小倉北区東嶽崎3丁目1番1号	093-922-6812



特殊車両通行許可申請に関して不明な点が発生した場合は下記までお問い合わせ下さい。

特殊車両通行許可制度に関して

《申請手続き、制度に関するご質問》

最寄りの申請・問い合わせ窓口（41～45ページ参照）へお問い合わせ下さい。

オンライン申請システムに関して

《使用環境、操作方法に関するご質問》

関東地方整備局 Web サイトの操作マニュアルやよくある質問と回答をご覧ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

なお、これらに記載されていない事項に関しては、特殊車両運用事務局へお問い合わせ下さい。

T E L 048-601-3223

メール ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

オフライン用プログラムに関して

《使用環境、操作方法に関するご質問》

各システムの操作マニュアルや Q&A をご覧ください。

なお、これらに記載されていない事項に関しては、上記特殊車両運用事務局へお問い合わせ下さい。

【一般セミ】 一般のセミトレーラ連結車

海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両。

【海コン】 海上コンテナ用セミトレーラ連結車

海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの）を運搬するセミトレーラ連結車。

【構造令】 道路構造令

道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令。

【算定要領】 特殊車両通行許可限度算定要領

申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。

【車限令】 車両制限令

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。

【重セミ】 重量物運搬用セミトレーラ

発電機や建設機械などの重量のある積載物を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラを除く）

【新規開発車両】

新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両。

【背高海コン】

通常の海上コンテナ（8フィート6インチ）より1フィート高い、9フィート6インチの背高海上コンテナを積載する海上コンテナ用セミトレーラ連結車。

積載時の高さが4.1mとなるため、通行経路は高さ指定道路に限定される。

【単車と連結車】

単車：連結されておらず、自走できる車両。（例：トラック、建設機械など）

連結車：けん引車（トラクタ）と被けん引車（トレーラ）とが連結された状態の車両。（例：セミトレーラ、フルトレーラなど）

【超寸法または超重量】超寸法車両、超重量車両

算定要領による許可限度を超える車両。寸法で超える車両が超寸法車両、重量で超える車両が超重量車両。

【道路情報便覧】

特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。

特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。

【特車】

特殊な車両の略称。

【ポールトレーラ】

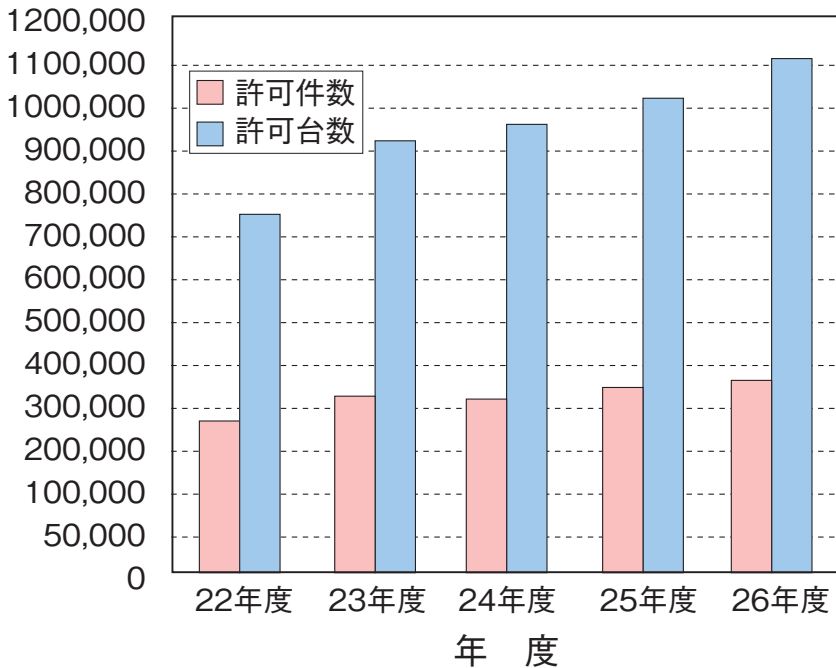
コンクリートパイプや橋桁などの長尺物を運搬する連結車。

□ 通行許可件数・台数の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
許可件数	272,543	324,323	323,436	356,176	364,195
許可台数	759,715	923,645	964,763	1,083,680	1,177,379

※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等

件数／台数



※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等

□ 高速自動車国道及び重さ指定道路のネットワーク状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

道路種別	延長
高速自動車国道	約 8,700km
一般国道 (指定区間)	約 22,800km
一般国道 (指定区間外)	約 15,100km
地方道	約 14,100km
合計	約 60,700km

□ 高さ指定道路のネットワーク状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

道路種別	延長
高速自動車国道	約 8,700km
一般国道 (指定区間)	約 20,400km
一般国道 (指定区間外)	約 7,600km
地方道	約 11,200km
合計	約 47,900km

- ① 地方道には、都市高速道路を含む。
- ② 四捨五入の関係で各道路延長の和が合計と一致しないところがある。
- ③ オンライン申請システムから抽出したデータをもとに算出している。
- ④ 路線が重複する場合は、最上位路線のみ計上している。



道路交通情報の確認

31 ページに記載した出発前の道路状況は、以下に記載する
(公財) 日本道路交通情報センターの電話番号にて確認でき
ます。

全国共通ダイヤル：050 - 3369 - 6666

全国高速ダイヤル：050 - 3369 - 6700

携帯短縮ダイヤル (携帯電話・PHS 専用)：# 8011

■北海道地方

北海道地方・札幌方面情報 050-3369-6601
北海道地方高速情報 050-3369-6760
函館方面情報 050-3369-6651
旭川方面情報 050-3369-6652
釧路方面情報 050-3369-6653
北見方面情報 050-3369-6654

■東北地方

東北地方・宮城情報 050-3369-6604
東北地方高速情報 050-3369-6761
青森情報 050-3369-6602
岩手情報 050-3369-6603
秋田情報 050-3369-6605
山形情報 050-3369-6606
福島情報 050-3369-6607

■関東甲信越地方

全国・関東甲信越情報 050-3369-6600
東北・常磐・関越道・東関道・
京葉道路・アクアライン情報 050-3369-6762
東名高速情報 050-3369-6763
中央・長野道情報 050-3369-6764
新潟地方高速情報 050-3369-6765
首都高速情報 050-3369-6655
茨城情報 050-3369-6608
栃木情報 050-3369-6609
群馬情報 050-3369-6610
埼玉情報 050-3369-6611
千葉情報 050-3369-6612
都内情報 050-3369-6613
神奈川情報 050-3369-6614
新潟情報 050-3369-6615
山梨情報 050-3369-6619
長野情報 050-3369-6620

■中部地方

中部地方・愛知情報 050-3369-6623
東海地方高速情報 050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報 050-3369-6767
名古屋高速情報 050-3369-6677
富山情報 050-3369-6616

石川情報 050-3369-6617
福井情報 050-3369-6618
岐阜情報 050-3369-6621
静岡情報 050-3369-6622
三重情報 050-3369-6624

■近畿地方

近畿地方・大阪情報 050-3369-6627
近畿地方高速情報 050-3369-6768
阪神高速情報 06-6538-0777
滋賀情報 050-3369-6625
京都情報 050-3369-6626
兵庫情報 050-3369-6628
奈良情報 050-3369-6629
和歌山情報 050-3369-6630

■中国・四国地方

中国地方・広島情報 050-3369-6634
中国地方高速情報 050-3369-6769
鳥取情報 050-3369-6631
島根情報 050-3369-6632
岡山情報 050-3369-6633
山口情報 050-3369-6635
四国地方・香川情報 050-3369-6637
四国地方高速情報 050-3369-6770
神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道情報 050-3369-6772
徳島情報 050-3369-6636
愛媛情報 050-3369-6638
高知情報 050-3369-6639

■九州・沖縄地方

九州地方・福岡情報 050-3369-6640
九州地方高速情報 050-3369-6771
福岡都市高速情報 050-3369-6680
北九州都市高速情報 050-3369-6688
佐賀情報 050-3369-6641
長崎情報 050-3369-6642
熊本情報 050-3369-6643
大分情報 050-3369-6644
宮崎情報 050-3369-6645
鹿児島情報 050-3369-6646
沖縄情報 050-3369-6647

固定電話・携帯電話・PHS・IP 電話など、全ての電話でご利用いただけます。
固定電話から全国どこに電話をかけても料金は一律で、通話料は [10.5 円
/3 分程度] となります。

31 ページに記載した出発前の道路状況は、以下に記載する
 (公財) 日本道路交通情報センターの Web サイトにて確認で
 きます。

【道路交通情報 Now!!】

URL : <http://www.jartic.or.jp/index.html>



24 時間・5 分更新で提供 (無料)

- ・渋滞情報
- ・事象規制情報
- ・旅行時間情報
- ・入口出口閉鎖情報
- ・工事工事予定情報
- ・冬期閉鎖情報
- ・SA/PA 情報
- ・道路画像情報

簡易図形情報



The screenshot shows a detailed table of traffic information from the JARTIC website. The table lists road numbers, names, directions, and current traffic status. It includes a search bar and filters for selecting specific road sections.

路線名	区間	方向	種別	種別	種別
東名	浜松IC	西向き	渋滞		
東名	浜松IC	東向き	渋滞		
東名	沼津IC	西向き	渋滞		
東名	沼津IC	東向き	渋滞		
東名	清水IC	西向き	渋滞		
東名	清水IC	東向き	渋滞		
東名	掛川IC	西向き	渋滞		
東名	掛川IC	東向き	渋滞		
東名	岡崎IC	西向き	渋滞		
東名	岡崎IC	東向き	渋滞		
東名	豊田IC	西向き	渋滞		
東名	豊田IC	東向き	渋滞		
東名	新豊田IC	西向き	渋滞		
東名	新豊田IC	東向き	渋滞		
東名	新宮IC	西向き	渋滞		
東名	新宮IC	東向き	渋滞		
東名	新宮IC	東向き	工事		
東名	新宮IC	西向き	工事		
東名	新宮IC	東向き	工事		
東名	新宮IC	西向き	工事		
東名	新宮IC	東向き	工事		
東名	新宮IC	西向き	工事		
東名	新宮IC	東向き	工事		
東名	新宮IC	西向き	工事		
東名	新宮IC	東向き	工事		

文字情報

2016年3月発行



関東地方整備局
道路部 交通対策課

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

(さいたま新都心合同庁舎2号館)

TEL : 048-600-1346 FAX : 048-600-1388